

評価要領

【子育て世代包括支援センター周辺整備工事】

1 提案書の特定について

別紙 1 「提案書を特定するための基準」及び本評価要領に従って提案書の評価を行い、審査委員会において、特定者 1 名、次点者 1 名を特定する。

なお、評価点の下限は 50 点とし、下限に満たない者は特定者として特定しない。

2 提案書の評価について 【別紙 1 「提案書を特定するための基準」】

提案書は、別紙 1 「提案書を特定するための基準」の配点に評価係数を乗じるなどして算定した評価点により評価する。

(1) 提出者の技術力

ア 管理技術者の能力

(ア) 管理技術者の資格

資格の内容を次の資格評価表により評価する。

【資格評価表】

評価する技術者資格	評価係数
技術士（建設部門）	1.0
RCCM（造園部門）	0.6

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付す。

※ 複数の候補者が提出されたときは、最も低い評価係数をカウントする。

(イ) 管理技術者の過去 10 年間の業務の実績

管理技術者が、過去 10 年間（平成 22 年 4 月 1 日以降）に、市等^{※1}から受注した業務の実績を、次の順で評価する。

※ 複数の候補者が提出されたときは、最も低い評価係数をカウントする。

実績評価基準表	評価係数
① 公園 ^{※2} 、緑地 ^{※3} 又は広場 ^{※4} における新設の設計業務（増設、修正設計は対象外）	1.0
② 公園、緑地又は広場における新設以外の設計業務（増設、修正設計も対象）	0.6

※1 市等とは、国、都道府県、市区町村、事務組合とする。

※2 公園とは、主として住民の戸外における休息、鑑賞、運動、その他のレクリエーション及び非常時における避難の用に供するために設ける。原則として平坦地であり、整形な公共空間とする。

※3 緑地とは、都市における自然地の保全、都市環境の整備若しくは改善、災害の防止、地域相互の緩衝、緊急時における避難又は主として快適な通行の用に供するために設ける公共空地で、土地の傾斜が 30 度を超えないものとする。

※4 広場とは、主として集会、行事等住民相互の交流、都市美の増進、又は都市の象徴若しくは記念の用に供することを目的として設ける公共空地で、土地の傾斜が 15 度を超えないものとする。

イ 配置予定技術者の資格

(ア) 配置予定技術者資格

分担業務分野ごとに、資格の内容を次の資格評価表により評価する。

【資格評価表】

分担業務分野		評価する技術者資格	評価係数
工事	主任技術者	1級土木施工管理技士，1級造園施工管理技士等	1.0
		2級土木施工管理技士，2級造園施工管理技士等	0.6
		その他（業務経験のみ，資格なし）	0.0

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付す。

※ 複数の候補者が提出されたときは、分担業務分野における技術者の有する資格の最も低い評価係数をカウントする。

※ 評価係数1.0の技術者資格とは、監理技術者になれる1級の国家資格者で1級土木施工管理技士，1級造園施工管理技士，技術士(建設部門)などの者をいう。

※ 評価係数0.6の技術者資格とは、主任技術者になれる2級の国家資格者で2級土木施工管理技士，2級造園施工管理技士などの者をいう。

※ 評価係数0.0の技術者資格は問わない。

(イ) 配置予定技術者の過去10年間の業務の実績

配置予定技術者が、過去10年間（平成22年4月1日以降）に、市等^{*1}から受注した業務の実績を、次の順で評価する。

※ 複数の候補者が提出されたときは、最も低い評価係数をカウントする。

実績評価基準表	評価係数
① 公園 ^{*2} ，緑地 ^{*3} 又は広場 ^{*4} における新設工事（増設，補修工事は対象外）	1.0
② 公園，緑地又は広場における新設以外の工事（増設，補修工事も対象）	0.6

※1 市等とは、国，都道府県，市区町村，事務組合とする。

※2 公園とは、主として住民の戸外における休息，鑑賞，運動，その他のレクリエーション及び非常時における避難の用に供するために設ける。原則として平坦地であり，整形な公共空間とする。

※3 緑地とは、都市における自然地の保全，都市環境の整備若しくは改善，災害の防止，地域相互の緩衝，緊急時における避難又は主として快適な通行の用に供するために設ける公共空地で，土地の傾斜が30度を超えないものとする。

※4 広場とは、主として集会，行事等住民相互の交流，都市美の増進，又は都市の象徴若しくは記念の用に供することを目的として設ける公共空地で，土地の傾斜が15度を超えないものとする。

(2) 技術提案の評価

提出された提案書の内容を踏まえ、プロポーザル方式受託者特定審査委員会専門委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各専門委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第2位までとする。）

評価項目	判断基準	各委員の評価係数				
		1.0	0.8	0.5	0.3	0.1
技術提案評価	①全体コンセプト ②施設の機能性 ③維持管理性 ④地域貢献 に係る提案について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る

(3) 価格評価

評価項目	判断基準
価格評価	以下の式に従って評価する。 $(\text{最低提案価格}/\text{応札価格}) \times 10$ ※提案価格（提出された見積書の業務価格）が予算額を超える場合には、特定しない。 ※点数は小数点第三位で四捨五入を行う。

3 業務実施上の条件

次の場合は、無効とする。

- (1) 管理技術者及び主任技術者が、提案書の提出者の組織に属していない場合
- (2) 協力企業が指名除外期間である場合
- (3) 提案書の提出がない場合
- (4) 提案書の提出者欄に未記入、誤記入または押印がない場
- (5) その他、設定した条件を満たしていない場合